

新潟県特別職報酬等審議会

令和7年1月

新潟県

目次

1 国の特別職（国務大臣等）の給与改定の状況	1
2 本県一般職の給与勧告の状況	2
3 特別職報酬等の全国状況	3
4 人口等各種計数における本県と全国平均の比較	5
5 人口等各種計数類似県の特別職報酬等平均額	6

参考資料

1 国の状況

(1) 国家公務員の特別職の職員の給与額の推移	9
(2) 知事及び国の特別職の職員の給与額比較	10

2 全国との比較

(1) 都道府県別知事及び県議会議員等の給与額	13
ア知事 イ副知事 ウ議長 エ副議長 オ議員	
(2) 知事及び県議会議員等に対する年間給与支給額	23

3 これまでの答申、改定状況等

(1) これまでの答申の状況	25
(2) 知事及び県議会議員等の給料又は報酬の額の推移	27
(3) 給与の年間支給額の推移（知事）	28
(4) 本県の報酬月額等改正経過	29
(5) 平成17年4月改定以後の特別職報酬等全国順位の推移	31
(6) 県下20市の二役及び市議会議員の報酬額等一覧表	32

4 その他

(1) 都道府県別人口・面積・県民所得・工業出荷額	35
(2) 都道府県別労働者平均給与月額	37
(3) 都道府県別県職員給与水準	38
(4) 都道府県別財政力指数	39
(5) 都道府県別歳出決算額	40
(6) 都道府県別消費者物価地域差指数	41
(7) 消費者物価指数の推移	42

5 審議会委員名簿、審議会条例

(1) 新潟県特別職報酬等審議会委員名簿	45
(2) 新潟県特別職報酬等審議会条例	46

1 国の特別職（国務大臣等）の給与改定の状況

○ これまで、国の特別職の給与は、一般職幹部クラス（指定職俸給表適用）に準拠して改定

○ 国の特別職の給与を引き上げる改正給与法が令和6年12月25日に公布され、俸給月額を1.1%程度引上げ
（例）内閣総理大臣 2,016,000円 → 2,038,000円

※ 国会議員から任命された内閣総理大臣等の月例給及び期末手当（ボーナス）は、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置き

[参考1] 国の特別職の期末手当（ボーナス）について

一般職幹部クラス（指定職俸給表適用）に準じ引上げ（3.40月→3.45月）

[参考2] 国家公務員一般職の給与改定について

- ① 若年層に特に重点を置きつつ、全職員の俸給月額を平均3.0%引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.1月引上げ（4.5月→4.6月）

（官民較差の状況）

1 月例給

民間給与	国家公務員給与	較差
416,561円	405,378円	11,183円 (2.76%)

2 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間支給割合	国家公務員支給割合	較差
4.60月	4.50月	0.10月

3 特別職報酬等の全国状況

(単位:千円) 令和6年12月1日現在

知 事		
順位	月額	県名
1	1,520	大 阪
2	1,460	東 京
3	1,450	神奈川
4	1,420	埼 玉
5	1,390	千 葉
6	1,389	広 島
7	1,380	北海道
8	1,379	愛 知
9	1,350	福 岡
10	1,340	茨 城
	1,340	岐 阜
	1,340	兵 庫
13	1,320	福 島
	1,320	愛 媛
15	1,310	宮 城
	1,310	群 馬
17	1,301	静 岡
18	1,300	富 山
	1,300	石 川
	1,300	福 井
	1,300	徳 島
22	1,292	長 野
	1,292	京 都
24	1,290	栃 木
	1,290	岡 山
	1,290	山 口
27	1,285	香 川
28	1,280	新 潟
	1,280	三 重
	1,280	島 根
31	1,260	青 森
	1,260	佐 賀
	1,260	長 崎
34	1,250	岩 手
	1,250	山 梨
	1,250	滋 賀
37	1,243	大 分
38	1,240	山 形
	1,240	熊 本
	1,240	宮 崎
	1,240	鹿 児 島
42	1,230	沖 縄
43	1,220	高 知
44	1,214	奈 良
45	1,210	秋 田
	1,210	和 歌 山
47	1,200	鳥 取

平均	1,300
本県との差額	20

前回改定時(令和6年4月1日)

28位

副 知 事		
順位	月額	県名
1	1,192	東 京
2	1,160	神奈川
3	1,134	埼 玉
4	1,110	千 葉
5	1,100	北海道
6	1,093	愛 知
7	1,091	広 島
8	1,080	茨 城
	1,080	福 岡
10	1,063	静 岡
11	1,060	群 馬
	1,060	岐 阜
13	1,050	大 阪
	1,050	兵 庫
15	1,030	福 島
16	1,023	京 都
17	1,020	宮 城
	1,020	富 山
	1,020	石 川
	1,020	福 井
	1,020	岡 山
	1,020	山 口
23	1,010	栃 木
	1,010	三 重
	1,010	愛 媛
26	1,002	新 潟
27	1,000	島 根
28	996	長 野
29	992	大 分
30	990	徳 島
	990	佐 賀
	990	長 崎
33	980	滋 賀
	980	香 川
	980	宮 崎
36	970	青 森
	970	岩 手
	970	熊 本
	970	鹿 児 島
	970	沖 縄
41	960	山 梨
42	954	山 形
43	950	和 歌 山
44	947	奈 良
45	945	鳥 取
46	940	高 知
47	930	秋 田

平均	1,019
本県との差額	17

26位

(単位:千円) 令和6年12月1日現在

議 長		
順位	月額	県名
1	1,274	東 京
2	1,209	愛 知
3	1,200	神 奈 川
4	1,170	大 阪
5	1,160	北 海 道
6	1,144	埼 玉
7	1,120	京 都
8	1,113	広 島
9	1,110	千 葉
	1,110	福 岡
11	1,080	兵 庫
12	1,023	静 岡
13	1,020	宮 城
	1,020	岐 阜
	1,020	三 重
16	1,010	福 島
	1,010	茨 城
18	1,000	岡 山
19	999	鳥 取
20	996	長 野
21	992	新 潟
22	990	栃 木
	990	佐 賀
	990	長 崎
25	982	大 分
26	980	群 馬
	980	滋 賀
	980	山 口
	980	宮 崎
	980	沖 縄
31	970	島 根
	970	愛 媛
	970	熊 本
	970	鹿 児 島
35	965	奈 良
36	950	和 歌 山
	950	徳 島
38	940	香 川
39	910	青 森
	910	岩 手
	910	秋 田
	910	富 山
	910	石 川
	910	福 井
	910	山 梨
46	904	山 形
47	900	高 知

平均	1,010
本県との差額	18

前回改定時(令和6年4月1日)
全国順位 **20位**

副 議 長		
順位	月額	県名
1	1,150	東 京
2	1,080	神 奈 川
3	1,064	愛 知
4	1,040	北 海 道
5	1,030	京 都
	1,030	大 阪
7	1,016	埼 玉
8	985	兵 庫
9	980	福 岡
10	970	千 葉
11	964	広 島
12	920	群 馬
	920	岐 阜
14	910	宮 城
15	904	静 岡
16	900	福 島
	900	茨 城
	900	栃 木
	900	三 重
	900	岡 山
21	890	宮 崎
22	880	山 口
	880	長 崎
24	871	鳥 取
25	870	長 野
	870	愛 媛
	870	熊 本
	870	鹿 児 島
29	868	新 潟
30	867	大 分
31	860	富 山
	860	石 川
	860	福 井
	860	徳 島
	860	佐 賀
36	850	滋 賀
	850	賀 根
	850	島 根
	850	香 川
39	843	奈 良
40	840	沖 縄
41	820	岩 手
	820	山 梨
	820	高 知
44	810	青 森
	810	秋 田
	810	和 歌 山
47	807	山 形

平均	903
本県との差額	35

28位

議 員		
順位	月額	県名
1	1,025	東 京
2	977	愛 知
3	970	神 奈 川
4	960	京 都
5	930	大 阪
6	927	埼 玉
7	901	広 島
8	900	北 海 道
9	890	福 岡
10	880	千 葉
	880	兵 庫
12	850	茨 城
	850	岐 阜
14	840	宮 城
	840	岡 山
	840	山 口
17	834	静 岡
18	830	福 島
	830	栃 木
	830	群 馬
	830	三 重
	830	鳥 取
22	820	愛 媛
23	813	長 野
	813	鳥 取
25	810	徳 島
26	800	滋 賀
	800	香 川
	800	佐 賀
	800	長 崎
30	794	新 潟
31	790	岩 手
	790	島 根
33	782	大 分
34	780	青 森
	780	秋 田
	780	富 山
	780	石 川
	780	福 井
	780	熊 本
	780	宮 崎
	780	鹿 児 島
42	778	山 形
	778	奈 良
44	770	山 梨
	770	和 歌 山
	770	高 知
47	750	沖 縄

平均	832
本県との差額	38

29位

4 人口等各種計数における本県と全国平均の比較 (4その他 (1)から(6)の値を一覧で表示)

区 分	全国平均		新潟県		(参考)
	数 値	指数	数 値	指数	全国順位
1 人口	2,657 千人	100	2,138 千人	80.5	15
2 工業出荷額	76,973 億円	100	53,983 億円	70.1	26
3 県民所得(総額)	88,915 億円	100	63,540 億円	71.5	15
4 1人当たり県民所得	3,330 千円	100	2,919 千円	87.7	26
5 労働者平均給与月額	386,982 円	100	324,295 円	83.8	31
6 県職員給与水準	99.7	100	99.5	99.8	24
7 県の財政力指数	0.49378	100	0.45127	91.4	25
8 県の歳出決算額	13,136 億円	100	11,661 億円	88.8	14
9 消費者物価地域差指数	100.0	100	98.7	98.7	28
	平 均			85.8	

注 全国平均の数値の欄は、各都道府県の単純平均である。ただし、次の数値は別扱いである。
ア 「4 1人当たり県民所得」、「5 労働者平均給与月額」及び「6 県職員給与水準」の「全国平均」は加重平均である。

イ 「9 消費者物価地域差指数」の「全国平均」の数値は、都道府県所在都市(46市及び東京都区部)の指数の単純平均である。

5 人口等各種計数類似県の特別職報酬等平均額

令和6年12月1日現在（単位：千円）

区 分	本県全国 順 位	類 似 県 名	全 国 順 位		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
				本県の月額	1,280	1,002	992	868	794
1 人口	15	宮 城	14	類似県の 月額平均	1,308	1,029	1,001	904	833
		長 野	16						
		岐 阜	17						
		群 馬	18						
		栃 木	19						
本県との差額				28	27	9	36	39	
2 工業出荷額	26	京 都	21	類似県の 月額平均	1,297	1,015	1,020	915	846
		大 分	22						
		福 島	23						
		宮 城	24						
		愛 媛	25						
本県との差額				17	13	28	47	52	
3 県民所得 (総額)	15	宮 城	14	類似県の 月額平均	1,308	1,029	1,001	904	833
		栃 木	16						
		群 馬	17						
		岐 阜	18						
		長 野	19						
本県との差額				28	27	9	36	39	
4 1人当たり 県民所得	26	石 川	22	類似県の 月額平均	1,296	1,013	973	872	811
		山 口	23						
		長 野	24						
		福 島	25						
		島 根	27						
本県との差額				16	11	△ 19	4	17	
5 労働者平均 給与月額	31	島 根	29	類似県の 月額平均	1,318	1,041	1,027	915	833
		石 川	30						
		埼 玉	32						
		和歌山	33						
		北海道	34						
本県との差額				38	39	35	47	39	
6 県職員給与 水準	24	千 葉	21	類似県の 月額平均	1,282	1,010	988	870	806
		滋 賀	21						
		佐 賀	21						
		石 川	24						
		和歌山	24						
本県との差額				2	8	△ 4	2	12	
7 県の財政力 指数	25	富 山	23	類似県の 月額平均	1,315	1,026	992	900	828
		香 川	24						
		北海道	26						
		山 口	27						
		愛 媛	28						
本県との差額				35	24	0	32	34	

令和6年12月1日現在（単位：千円）

区 分	本県全国 順 位	類 似 県 名	全 国 順 位		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
				本県の月額	1,280	1,002	992	868	794
8 県の歳出 決算額	14	福 島	12	類似県の 月額平均	1,321	1,032	1,052	935	869
		広 島	13						
		長 野	15						
		京 都	16						
		宮 城	17						
本県との差額				41	30	60	67	75	
9 消費者物価 地域差指数	28	富 山	26	類似県の 月額平均	1,294	1,000	930	854	792
		愛 媛	26						
		福 井	28						
		徳 島	28						
		山 梨	31						
本県との差額				14	△ 2	△ 62	△ 14	△ 2	
1～9の類 似県の平均 月額				1,304	1,022	998	897	828	
本県との差額				24	20	6	29	34	

注 「類似県」とは、本県の数値と近似値にある5都道府県である。

－ 参 考 資 料 －

1 国の状況

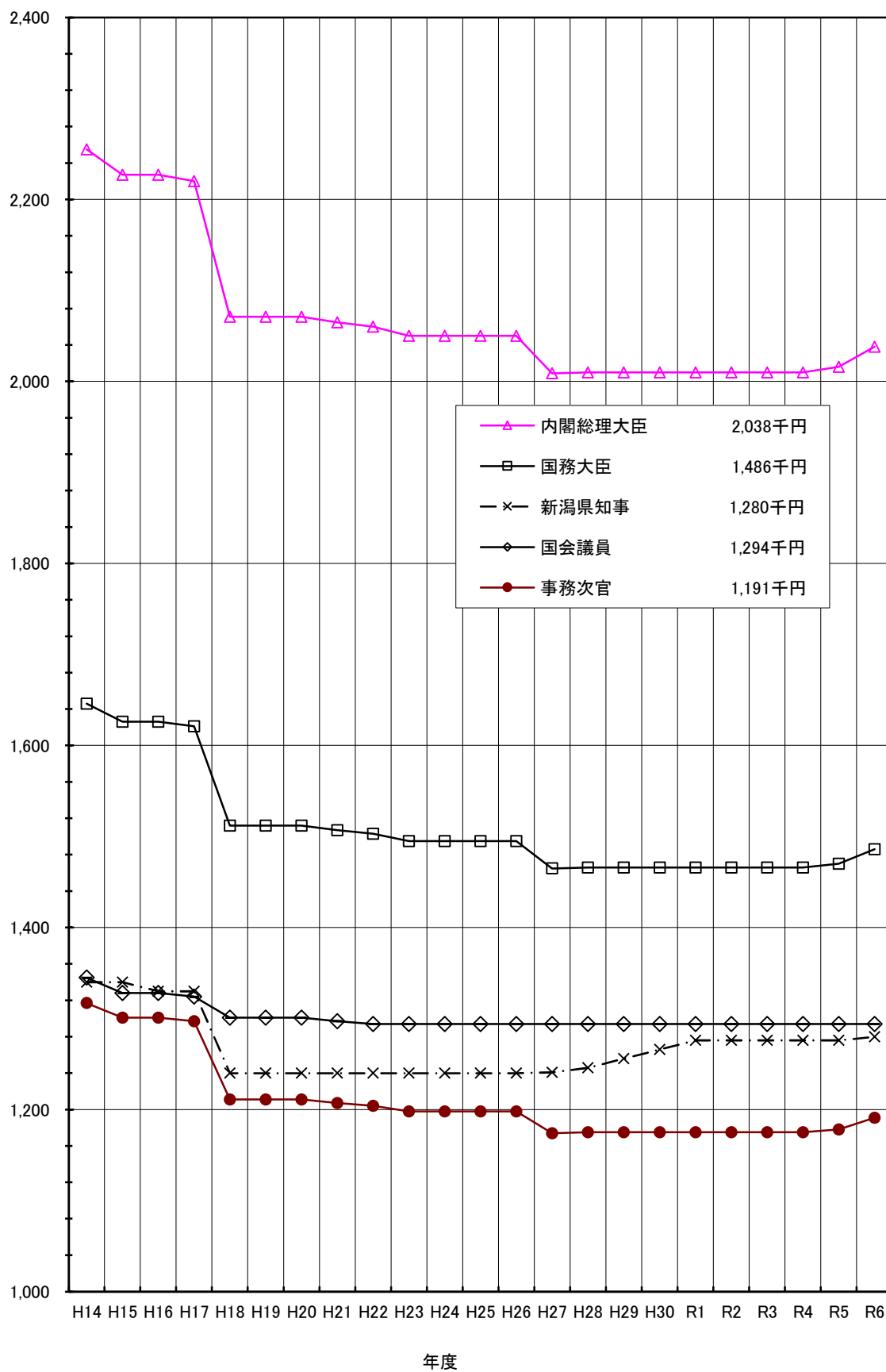
(1) 国家公務員の特別職の職員の給与額の推移

官職名	年 月	H28. 4	H29. 4	H30. 4	H31. 4	R2. 4	R3. 4	R4. 4	R5. 4	R6. 4
内閣総理大臣 最高裁判所長官	千円	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,016	2,038
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)
国務大臣等 国会計検査院長	千円	1,466	1,466	1,466	1,466	1,466	1,466	1,466	1,470	1,486
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)
内閣法制局長官等 内閣官房副長官等 副大臣	千円	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,410	1,426
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)
大臣政務官等 国会計検査院検査官等	千円	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199	1,203	1,216
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員等	千円	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,178	1,191
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)
労働保険審査会委員 地方財政審議会委員等	千円	913	913	913	913	913	913	913	916	926
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)
衆参両院議長	千円	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
衆参両院副議長	千円	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
国会議員	千円	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

注 ()内数値は、平成28年4月現在の額を100とした場合の指数を示す。

(2) 知事及び国の特別職の職員の給与額比較

金額(千円)



2 全国との比較

(1) 都道府県別知事及び県議会議員等の給与額

ア 知 事

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		給 料 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
01	北 海 道	円 1,380,000	H4. 10	円 130,000	% 10.4
02	青 森	1,260,000	H30. 4	△ 10,000	△ 0.8
03	岩 手	1,250,000	R6. 10	20,000	1.6
04	宮 城	1,310,000	H18. 4	△ 20,000	△ 1.5
05	秋 田	1,210,000	H18. 7	△ 60,000	△ 4.7
06	山 形	1,240,000	H30. 4	28,000	2.3
07	福 島	1,320,000	H7. 10	30,000	2.3
08	茨 城	1,340,000	H7. 4	100,000	8.1
09	栃 木	1,290,000	H20. 1	△ 50,000	△ 3.7
10	群 馬	1,310,000	H22. 4	△ 20,000	△ 1.5
11	埼 玉	1,420,000	H18. 4	△ 20,000	△ 1.4
12	千 葉	1,390,000	H5. 10	140,000	11.2
13	東 京	1,460,000	R6. 4	4,000	0.3
14	神 奈 川	1,450,000	H7. 12	90,000	6.6
15	新 潟	1,280,000	R6. 4	4,000	0.3
16	富 山	1,300,000	H6. 1	130,000	11.1
17	石 川	1,300,000	H6. 7	130,000	11.1
18	福 井	1,300,000	H6. 1	130,000	11.1
19	山 梨	1,250,000	H22. 12	△ 10,000	△ 0.8
20	長 野	1,292,000	R2. 12	14,000	1.1
21	岐 阜	1,340,000	H6. 12	140,000	11.7
22	静 岡	1,301,000	H28. 4	14,000	1.1
23	愛 知	1,379,000	R2. 4	25,000	1.8
24	三 重	1,280,000	H19. 4	△ 10,000	△ 0.8
25	滋 賀	1,250,000	H27. 8	△ 70,000	△ 5.3

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		給 料 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
		円		円	%
26	京 都	1,292,000	H18. 4	△ 98,000	△ 7.1
27	大 阪	1,520,000	H28. 4	210,000	16.0
28	兵 庫	1,340,000	H25. 4	△ 70,000	△ 5.0
29	奈 良	1,214,000	H23. 12	△ 4,000	△ 0.3
30	和 歌 山	1,210,000	H18. 7	△ 80,000	△ 6.2
31	鳥 取	1,200,000	R6. 4	35,000	3.0
32	島 根	1,280,000	R6. 8	40,000	3.2
33	岡 山	1,290,000	H18. 7	△ 20,000	△ 1.5
34	広 島	1,389,000	H13. 1	45,000	3.3
35	山 口	1,290,000	H20. 4	△ 20,000	△ 1.5
36	徳 島	1,300,000	H9. 4	40,000	3.2
37	香 川	1,285,000	H16. 4	△ 15,000	△ 1.2
38	愛 媛	1,320,000	H8. 4	120,000	10.0
39	高 知	1,220,000	H22. 4	△ 20,000	△ 1.6
40	福 岡	1,350,000	H5. 4	140,000	11.6
41	佐 賀	1,260,000	H31. 3	70,000	5.9
42	長 崎	1,260,000	H18. 8	△ 70,000	△ 5.3
43	熊 本	1,240,000	H18. 4	△ 100,000	△ 7.5
44	大 分	1,243,000	R5. 12	3,000	0.2
45	宮 崎	1,240,000	H18. 10	△ 70,000	△ 5.3
46	鹿 児 島	1,240,000	H23. 8	△ 70,000	△ 5.3
47	沖 縄	1,230,000	H25. 4	△ 10,000	△ 0.8

平 均	1,300,000
-----	-----------

※網掛けは前回本県改定時(令和6年4月)以降に給与改定を行った団体である。

イ 副 知 事

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		給 料 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
01	北 海 道	円 1,100,000	H4. 10	円 100,000	% 10.0
02	青 森	970,000	H5. 12	50,000	5.4
03	岩 手	970,000	R6. 10	20,000	2.1
04	宮 城	1,020,000	H18. 4	△ 10,000	△ 1.0
05	秋 田	930,000	H18. 7	△ 40,000	△ 4.1
06	山 形	954,000	H30. 4	21,000	2.3
07	福 島	1,030,000	H7. 10	30,000	3.0
08	茨 城	1,080,000	H7. 4	110,000	11.3
09	栃 木	1,010,000	H19. 4	△ 70,000	△ 6.5
10	群 馬	1,060,000	H22. 4	△ 20,000	△ 1.9
11	埼 玉	1,134,000	H18. 4	△ 16,000	△ 1.4
12	千 葉	1,110,000	H5. 10	110,000	11.0
13	東 京	1,192,000	R6. 4	3,000	0.3
14	神 奈 川	1,160,000	H7. 12	50,000	4.5
15	新 潟	1,002,000	R6. 4	3,000	0.3
16	富 山	1,020,000	H6. 1	100,000	10.9
17	石 川	1,020,000	H6. 7	80,000	8.5
18	福 井	1,020,000	H6. 1	100,000	10.9
19	山 梨	960,000	H22. 12	△ 10,000	△ 1.0
20	長 野	996,000	R2. 12	11,000	1.1
21	岐 阜	1,060,000	H6. 12	110,000	11.6
22	静 岡	1,063,000	H28. 4	12,000	1.1
23	愛 知	1,093,000	R2. 4	20,000	1.9
24	三 重	1,010,000	H19. 4	△ 10,000	△ 1.0
25	滋 賀	980,000	H27. 8	△ 60,000	△ 5.8

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		給 料 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
		円		円	%
26	京 都	1,023,000	H18. 4	△ 77,000	△ 7.0
27	大 阪	1,050,000	H28. 4	20,000	1.9
28	兵 庫	1,050,000	H25. 4	△ 60,000	△ 5.4
29	奈 良	947,000	H23. 12	△ 3,000	△ 0.3
30	和 歌 山	950,000	H18. 7	△ 60,000	△ 5.9
31	鳥 取	945,000	R6. 4	28,000	3.1
32	島 根	1,000,000	R6. 8	30,000	3.1
33	岡 山	1,020,000	H18. 7	△ 20,000	△ 1.9
34	広 島	1,091,000	H13. 1	35,000	3.3
35	山 口	1,020,000	H20. 4	△ 20,000	△ 1.9
36	徳 島	990,000	H9. 4	30,000	3.1
37	香 川	980,000	H16. 4	△ 10,000	△ 1.0
38	愛 媛	1,010,000	H8. 4	90,000	9.8
39	高 知	940,000	H22. 4	△ 10,000	△ 1.1
40	福 岡	1,080,000	H5. 4	120,000	12.5
41	佐 賀	990,000	H31. 3	50,000	5.3
42	長 崎	990,000	H18. 8	△ 50,000	△ 4.8
43	熊 本	970,000	H18. 4	△ 80,000	△ 7.6
44	大 分	992,000	R5. 12	2,000	0.2
45	宮 崎	980,000	H18. 10	△ 60,000	△ 5.8
46	鹿 児 島	970,000	H23. 8	△ 60,000	△ 5.8
47	沖 縄	970,000	H25. 4	△ 10,000	△ 1.0

平 均	1,019,000
-----	-----------

※網掛けは前回本県改定時(令和6年4月)以降に給与改定を行った団体である。

ウ 議 長

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		報 酬 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
01	北 海 道	円 1,160,000	H4. 10	円 110,000	% 10.5
02	青 森	910,000	H5. 12	50,000	5.8
03	岩 手	910,000	R6. 10	20,000	2.2
04	宮 城	1,020,000	H18. 4	△ 10,000	△ 1.0
05	秋 田	910,000	H5. 4	50,000	5.8
06	山 形	904,000	H30. 4	37,000	4.3
07	福 島	1,010,000	H7. 10	60,000	6.3
08	茨 城	1,010,000	H7. 4	80,000	8.6
09	栃 木	990,000	H20. 1	△ 20,000	△ 2.0
10	群 馬	980,000	H6. 10	30,000	3.2
11	埼 玉	1,144,000	H18. 4	△ 16,000	△ 1.4
12	千 葉	1,110,000	H5. 10	110,000	11.0
13	東 京	1,274,000	R6. 4	3,000	0.2
14	神 奈 川	1,200,000	H7. 12	80,000	7.1
15	新 潟	992,000	R6. 4	3,000	0.3
16	富 山	910,000	H6. 1	90,000	11.0
17	石 川	910,000	H6. 7	90,000	11.0
18	福 井	910,000	H6. 1	90,000	11.0
19	山 梨	910,000	H22. 12	△ 10,000	△ 1.1
20	長 野	996,000	R2. 12	11,000	1.1
21	岐 阜	1,020,000	H6. 12	110,000	12.1
22	静 岡	1,023,000	H28. 4	11,000	1.1
23	愛 知	1,209,000	H19. 1	△ 16,000	△ 1.3
24	三 重	1,020,000	H8. 1	50,000	5.2
25	滋 賀	980,000	H27. 8	△ 60,000	△ 5.8

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		報 酬 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
26	京 都	円 1,120,000	H8. 3	円 70,000	% 6.7
27	大 阪	1,170,000	H4. 4	140,000	13.6
28	兵 庫	1,080,000	H25. 4	△ 60,000	△ 5.3
29	奈 良	965,000	H23. 12	△ 3,000	△ 0.3
30	和 歌 山	950,000	H18. 7	△ 60,000	△ 5.9
31	鳥 取	999,000	R6. 4	29,000	3.0
32	島 根	970,000	R6. 8	30,000	3.2
33	岡 山	1,000,000	H18. 7	△ 20,000	△ 2.0
34	広 島	1,113,000	H13. 1	36,000	3.3
35	山 口	980,000	H8. 1	80,000	8.9
36	徳 島	950,000	H9. 4	30,000	3.3
37	香 川	940,000	h16. 4	△ 10,000	△ 1.1
38	愛 媛	970,000	H8. 4	90,000	10.2
39	高 知	900,000	H22. 4	△ 10,000	△ 1.1
40	福 岡	1,110,000	H5. 4	120,000	12.1
41	佐 賀	990,000	H31. 3	50,000	5.3
42	長 崎	990,000	H18. 8	△ 50,000	△ 4.8
43	熊 本	970,000	H18. 4	△ 80,000	△ 7.6
44	大 分	982,000	R5. 12	2,000	0.2
45	宮 崎	980,000	H18. 10	△ 60,000	△ 5.8
46	鹿 児 島	970,000	H24. 4	△ 60,000	△ 5.8
47	沖 縄	980,000	H25. 4	△ 10,000	△ 1.0

平 均	1,010,000
-----	-----------

※網掛けは前回本県改定時(令和6年4月)以降に給与改定を行った団体である。

工 副 議 長

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		報 酬 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
01	北 海 道	円 1,040,000	H4. 10	円 90,000	% 9.5
02	青 森	810,000	H5. 12	40,000	5.2
03	岩 手	820,000	R6. 10	20,000	2.5
04	宮 城	910,000	H18. 4	△ 10,000	△ 1.1
05	秋 田	810,000	H5. 4	40,000	5.2
06	山 形	807,000	H30. 4	33,000	4.3
07	福 島	900,000	H7. 10	50,000	5.9
08	茨 城	900,000	H7. 4	80,000	9.8
09	栃 木	900,000	H20. 1	△ 20,000	△ 2.2
10	群 馬	920,000	H6. 10	30,000	3.4
11	埼 玉	1,016,000	H18. 4	△ 14,000	△ 1.4
12	千 葉	970,000	H5. 10	100,000	11.5
13	東 京	1,150,000	R6. 4	3,000	0.3
14	神 奈 川	1,080,000	H7. 12	70,000	6.9
15	新 潟	868,000	R6. 4	3,000	0.3
16	富 山	860,000	H6. 1	90,000	11.7
17	石 川	860,000	H6. 7	90,000	11.7
18	福 井	860,000	H6. 1	90,000	11.7
19	山 梨	820,000	H22. 12	△ 10,000	△ 1.2
20	長 野	870,000	R2. 12	9,000	1.0
21	岐 阜	920,000	H6. 12	100,000	12.2
22	静 岡	904,000	H28. 4	10,000	1.1
23	愛 知	1,064,000	H19. 1	△ 14,000	△ 1.3
24	三 重	900,000	H8. 1	40,000	4.7
25	滋 賀	850,000	H27. 8	△ 50,000	△ 5.6

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		報 酬 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
26	京 都	円 1,030,000	H8. 3	円 70,000	% 7.3
27	大 阪	1,030,000	H4. 4	130,000	14.4
28	兵 庫	985,000	H25. 4	△ 55,000	△ 5.3
29	奈 良	843,000	H23. 12	△ 3,000	△ 0.4
30	和 歌 山	810,000	H18. 7	△ 50,000	△ 5.8
31	鳥 取	871,000	R6. 4	25,000	3.0
32	島 根	850,000	R6. 8	30,000	3.7
33	岡 山	900,000	H18. 7	△ 10,000	△ 1.1
34	広 島	964,000	H13. 1	31,000	3.3
35	山 口	880,000	H8. 1	70,000	8.6
36	徳 島	860,000	H9. 4	30,000	3.6
37	香 川	850,000	H16. 4	△ 10,000	△ 1.2
38	愛 媛	870,000	H8. 4	80,000	10.1
39	高 知	820,000	H22. 4	△ 10,000	△ 1.2
40	福 岡	980,000	H5. 4	110,000	12.6
41	佐 賀	860,000	H31. 3	40,000	4.9
42	長 崎	880,000	H18. 8	△ 50,000	△ 5.4
43	熊 本	870,000	H18. 4	△ 70,000	△ 7.4
44	大 分	867,000	R5. 12	2,000	0.2
45	宮 崎	890,000	H18. 10	△ 50,000	△ 5.3
46	鹿 児 島	870,000	H24. 4	△ 50,000	△ 5.4
47	沖 縄	840,000	H25. 4	△ 10,000	△ 1.2

平 均	903,000
-----	---------

※網掛けは前回本県改定時(令和6年4月)以降に給与改定を行った団体である。

才 議 員

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		報 酬 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
01	北 海 道	円 900,000	H4. 10	円 80,000	% 9.8
02	青 森	780,000	H5. 12	40,000	5.4
03	岩 手	790,000	R6. 10	20,000	2.6
04	宮 城	840,000	H18. 4	△ 10,000	△ 1.2
05	秋 田	780,000	H5. 4	40,000	5.4
06	山 形	778,000	H30. 4	32,000	4.3
07	福 島	830,000	H7. 10	20,000	2.5
08	茨 城	850,000	H7. 4	70,000	9.0
09	栃 木	830,000	H20. 1	△ 20,000	△ 2.4
10	群 馬	830,000	H6. 10	30,000	3.8
11	埼 玉	927,000	H18. 4	△ 13,000	△ 1.4
12	千 葉	880,000	H5. 10	90,000	11.4
13	東 京	1,025,000	R6. 4	3,000	0.3
14	神 奈 川	970,000	H7. 12	70,000	7.8
15	新 潟	794,000	R6. 4	2,000	0.3
16	富 山	780,000	H6. 1	80,000	11.4
17	石 川	780,000	H6. 7	80,000	11.4
18	福 井	780,000	H6. 1	80,000	11.4
19	山 梨	770,000	H22. 12	△ 10,000	△ 1.3
20	長 野	813,000	R2. 12	9,000	1.1
21	岐 阜	850,000	H6. 12	90,000	11.8
22	静 岡	834,000	H28. 4	9,000	1.1
23	愛 知	977,000	H19. 1	△ 13,000	△ 1.3
24	三 重	830,000	H8. 1	30,000	3.8
25	滋 賀	800,000	H27. 8	△ 40,000	△ 4.8

令和6年12月1日現在

都道府県名		現 行 額		現行額と改定前額との比較	
		報 酬 月 額	適 用 年 月	引 上 額	引上率
26	京 都	960,000	H8. 3	70,000	7.9
27	大 阪	930,000	H4. 4	110,000	13.4
28	兵 庫	880,000	H25. 4	△ 50,000	△ 5.4
29	奈 良	778,000	H23. 12	△ 2,000	△ 0.3
30	和 歌 山	770,000	H18. 7	△ 50,000	△ 6.1
31	鳥 取	813,000	R6. 4	24,000	3.0
32	島 根	790,000	R6. 8	30,000	3.9
33	岡 山	840,000	H18. 7	△ 10,000	△ 1.2
34	広 島	901,000	H13. 1	29,000	3.3
35	山 口	840,000	H8. 1	70,000	9.1
36	徳 島	810,000	H9. 4	30,000	3.8
37	香 川	800,000	H16. 4	△ 10,000	△ 1.2
38	愛 媛	820,000	H8. 4	80,000	10.8
39	高 知	770,000	H22. 4	△ 10,000	△ 1.3
40	福 岡	890,000	H5. 4	100,000	12.7
41	佐 賀	800,000	H31. 3	40,000	5.3
42	長 崎	800,000	H18. 8	△ 30,000	△ 3.6
43	熊 本	780,000	H18. 4	△ 60,000	△ 7.1
44	大 分	782,000	R5. 12	2,000	0.3
45	宮 崎	780,000	H18. 10	△ 40,000	△ 4.9
46	鹿 児 島	780,000	H24. 4	△ 40,000	△ 4.9
47	沖 縄	750,000	H25. 4	△ 10,000	△ 1.3

平 均	832,000
-----	---------

※網掛けは前回本県改定時(令和6年4月)以降に給与改定を行った団体である。

(2) 知事及び県議会議員等に対する年間給与支給額

令和7年1月1日現在

給与等 区分	給料等総額		期末手当総額						合計 (A)+(B)
	月額	年額(A)	6月		12月		計		
			支給率	支給額	支給率	支給額	支給率	支給額(B)	
知事	円 1,280,000	円 15,360,000	月 1.700	円 3,155,200	月 1.750	円 3,248,000	月 3.45	円 6,403,200	円 21,763,200
副知事	1,002,000	12,024,000	1.700	2,469,930	1.750	2,542,575	3.45	5,012,505	17,036,505
議長	992,000	11,904,000	1.700	2,445,280	1.750	2,517,200	3.45	4,962,480	16,866,480
副議長	868,000	10,416,000	1.700	2,139,620	1.750	2,202,550	3.45	4,342,170	14,758,170
議員	794,000	9,528,000	1.700	1,957,210	1.750	2,014,775	3.45	3,971,985	13,499,985

注 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における額である。

3 これまでの答申、改定状況等

(1) これまでの答申の状況

年 度	報酬等の額の答申	答 申 理 由	[参考] 国の特別職の改定
平成 17年度	引下げ 〔△6.8%〕	一般職の給与の引き下げ（△0.4%）が行われ、更に、県人事委員会から、平成18年度から給与水準を平均5%程度引き下げるよう勧告がなされている。国の特別職の報酬についても、平成17、18年度合わせて約7%の引き下げ改定が実施されている。このような状況を総合的に勘案して本県部局長の引き下げ（平均△6.7%程度）に準じて引き下げることが適当	引下げ H17.12～ 引下げ H18.4～
18年度	(諮問せず)	—	改定なし
19年度	据 置	平成17年度の改定以降、国の特別職の報酬等の改定が見送られていること、本県の一般職の給料も若年層職員を除き改定が行われていないこと（+0.15%）、また、他の都道府県においても特別職の改定を見送っている団体が多数であること等を総合的に考慮すれば据置が適当	改定なし
20年度	(諮問せず)	—	改定なし
21年度	据 置	平成17年度の改定以降、報酬等の全国状況において、本県の順位に大きな変動がないこと、国の特別職の改定や本県一般職の給与改定率が低いこと、また、他の都道府県においても特別職の改定を見送っている団体が多数であること等を総合的に考慮すれば据置が適当	引下げ H21.12～
22年度	据 置	期末手当を国の特別職の改定に準拠し、0.15月分引き下げていること、国の特別職が0.2%の低い引き下げ率であること、他の都道府県において特別職の改定を見送っている団体が多数であること、平成18年4月の改定以後、報酬等の全国状況において全国下位であることから、期末手当の引き下げを加味した報酬等の年間支給額が、すでに1.3%程度の引下げとなっていることを考慮すれば、本県特別職の報酬等の額は妥当	引下げ H22.12～
23年度	(諮問せず)	—	引下げ H24.3～
24年度	据 置	国の特別職の給料の改定が行われない見込みであること、本県一般職の給与改定が行われないこと、他の都道府県において特別職の改定を見送っている団体が多数であること、平成18年4月の改定以後、全国順位に大きな変動がないことを考慮すれば、その額は妥当であり、据え置くべき	改定なし
25年度	据 置	国の特別職の給料の改定が行われない見込みであること、本県一般職の給与改定が行われないことを考慮すれば、その額は妥当であり、据え置くべき	改定なし
26年度	引上げ 〔0.1%〕	平成18年4月の引下げ改定以降据置きとなっており、全国平均を大きく下回っている状況であること、本県特別職の職務・職責を考慮すれば、全国平均程度まで引き上げることが望ましいが、今年度の本県一般職の改定率が低いことを総合的に勘案し改定することが適当	改定なし

年 度	報酬等の額の答申	答 申 理 由	[参考] 国の特別職の改定
27年度	引上げ 〔0.4%〕	今年度の本県の一般職の期末勤勉手当を含む給与の改定状況に加え、職責も勘案し、改定することが適当	引上げ H27.4～
28年度	引上げ 〔0.8%〕	本県特別職の職務・職責を考慮すれば、報酬等の額の水準は全国平均程度が妥当と考えるが、今年度の本県一般職の改定率が低いことや経済動向等を注視するため、改定することが適当	改定なし
29年度	引上げ 〔0.8%〕	本県特別職の職務・職責を考慮すれば、報酬等の額の水準は全国平均程度が妥当と考えるが、今年度の本県一般職の改定率等を考慮し、改定することが適当	改定なし
30年度	引上げ 〔0.8%〕	本県特別職の職務・職責及び他の都道府県の水準等を勘案し、改定することが適当	改定なし
令和 元年度	(諮問せず)	—	改定なし
2年度	(諮問せず)	—	改定なし
3年度	据 置	人事委員会勧告において、本県一般職の給料の改定を行わないこととされたこと、行財政改革に現在取り組んでいる最中であることを考慮すれば、その額は妥当であり、据え置くべき	改定なし
4年度	(諮問せず)	—	改定なし
5年度	引上げ 〔0.3%〕	本県特別職の職務・職責を考慮すれば、報酬等の額を全国平均程度まで引き上げることが望ましいが、今年度の国特別職の改定率を勘案し、改定することが適当	引上げ R5.4～

(2) 知事及び県議会議員等の給料又は報酬の額の推移

区分		年									
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
知事	額	1,330,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000
	指数	100	93	93	93	93	93	93	93	93	93
副知事	額	1,040,000	970,000	970,000	970,000	970,000	970,000	970,000	970,000	970,000	970,000
	指数	100	93	93	93	93	93	93	93	93	93
議長	額	1,030,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000
	指数	100	93	93	93	93	93	93	93	93	93
副議長	額	900,000	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000
	指数	100	93	93	93	93	93	93	93	93	93
議員	額	820,000	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000
	指数	100	94	94	94	94	94	94	94	94	94

県職員 (行政職員)	額	363,032	359,218	359,375	343,909	351,360	346,238	342,887	343,229	341,818	342,863
	指数	100	99	99	95	97	95	94	95	94	94
	平均年齢	42.6	42.9	43.0	43.0	43.0	42.7	42.8	43.0	43.0	43.3

区分		年									
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
知事	額	1,241,000	1,246,000	1,256,000	1,266,000	1,276,000	1,276,000	1,276,000	1,276,000	1,276,000	1,280,000
	指数	93	94	94	95	96	96	96	96	96	96
副知事	額	971,000	975,000	983,000	991,000	999,000	999,000	999,000	999,000	999,000	1,002,000
	指数	93	94	95	95	96	96	96	96	96	96
議長	額	961,000	965,000	973,000	981,000	989,000	989,000	989,000	989,000	989,000	992,000
	指数	93	94	94	95	96	96	96	96	96	96
副議長	額	841,000	844,000	851,000	858,000	865,000	865,000	865,000	865,000	865,000	868,000
	指数	93	94	95	95	96	96	96	96	96	96
議員	額	771,000	774,000	780,000	786,000	792,000	792,000	792,000	792,000	792,000	794,000
	指数	94	94	95	96	97	97	97	97	97	97

県職員 (行政職員)	額	342,856	343,326	344,073	343,256	342,210	342,274	342,504	342,203	341,040	342,373
	指数	94	95	95	95	94	94	94	94	94	94
	平均年齢	43.5	43.7	43.9	44.2	44.1	44.2	44.3	44.3	44.3	44.2

注(1) 上記の額は、各年とも4月1日現在の条例本則上のものであり、給与の臨時的削減を含まない額である。

(2) 指数は、平成17年を100とした場合の指数である。

(3) 県職員については、1人当たりの平均給料月額である。

(3) 給与の年間支給額の推移(知事)

年度	給料月額	給料年額 (A)	期末手当		年間支給額 計 (A)+(B)	改定額	改定率	備考
			支給 月数	支給額計 (B)				
H17年度	1,330,000	15,960,000	3.35	6,460,475	22,420,475	96,425	0.4%	
H18年度	1,240,000	14,880,000	3.35	6,023,300	20,903,300	△ 1,517,175	△ 6.8%	
H19年度		14,880,000	3.35	6,023,300	20,903,300			
H20年度		14,880,000	3.35	6,023,300	20,903,300			
H21年度		14,880,000	3.10	5,573,800	20,453,800	△ 449,500	△ 2.2%	
H22年度		14,880,000	2.95	5,304,100	20,184,100	△ 269,700	△ 1.3%	
H23年度		14,880,000	2.95	5,304,100	20,184,100			
H24年度		14,880,000	2.95	5,304,100	20,184,100			
H25年度		14,880,000	2.95	5,304,100	20,184,100			
H26年度	4月1日～ 12月31日	↓	3.10	5,573,800	16,733,800			
	1月1日～ 3月31日	1,241,000	-	-	3,723,000			
	計	-	3.10	5,573,800	20,456,800	272,700	1.4%	
H27年度	4月1日～ 12月31日	1,241,000	3.15	5,668,266	16,837,266			
	1月1日～ 3月31日	1,246,000	-	-	3,738,000			
	計	-	3.15	5,668,266	20,575,266	118,466	0.6%	
H28年度	4月1日～ 12月31日	1,246,000	3.25	5,871,775	17,085,775			
	1月1日～ 3月31日	1,256,000	-	-	3,768,000			
	計	-	3.25	5,871,775	20,853,775	278,509	1.4%	
H29年度	1,256,000	15,072,000	3.30	6,009,960	21,081,960	228,185	1.1%	
H30年度	4月1日～ 12月31日	1,266,000	3.30	6,057,809	17,451,809			
	1月1日～ 3月31日	1,276,000	-	-	3,828,000			
	計	-	3.30	6,057,809	21,279,809	197,849	0.9%	
R元年度	1,276,000	15,312,000	3.35	6,198,170	21,510,170	230,361	1.1%	
R2年度		15,312,000	3.30	6,105,660	21,417,660	△ 92,510	△ 0.4%	
R3年度		15,312,000	3.25	6,013,150	21,325,150	△ 92,510	△ 0.4%	
R4年度		15,312,000	3.30	6,105,660	21,417,660	92,510	0.4%	
R5年度		15,312,000	3.40	6,290,680	21,602,680	185,020	0.9%	
R6年度	1,280,000	15,360,000	3.45	6,403,200	21,763,200	160,520	0.7%	

注(1) 上記の額は、各年とも4月1日現在の条例本則上のものであり、給与の臨時的削減を含まない額である。

(2) 期末手当支給額＝報酬月額×1.45×支給率

(4) 本県の報酬月額等改正経過

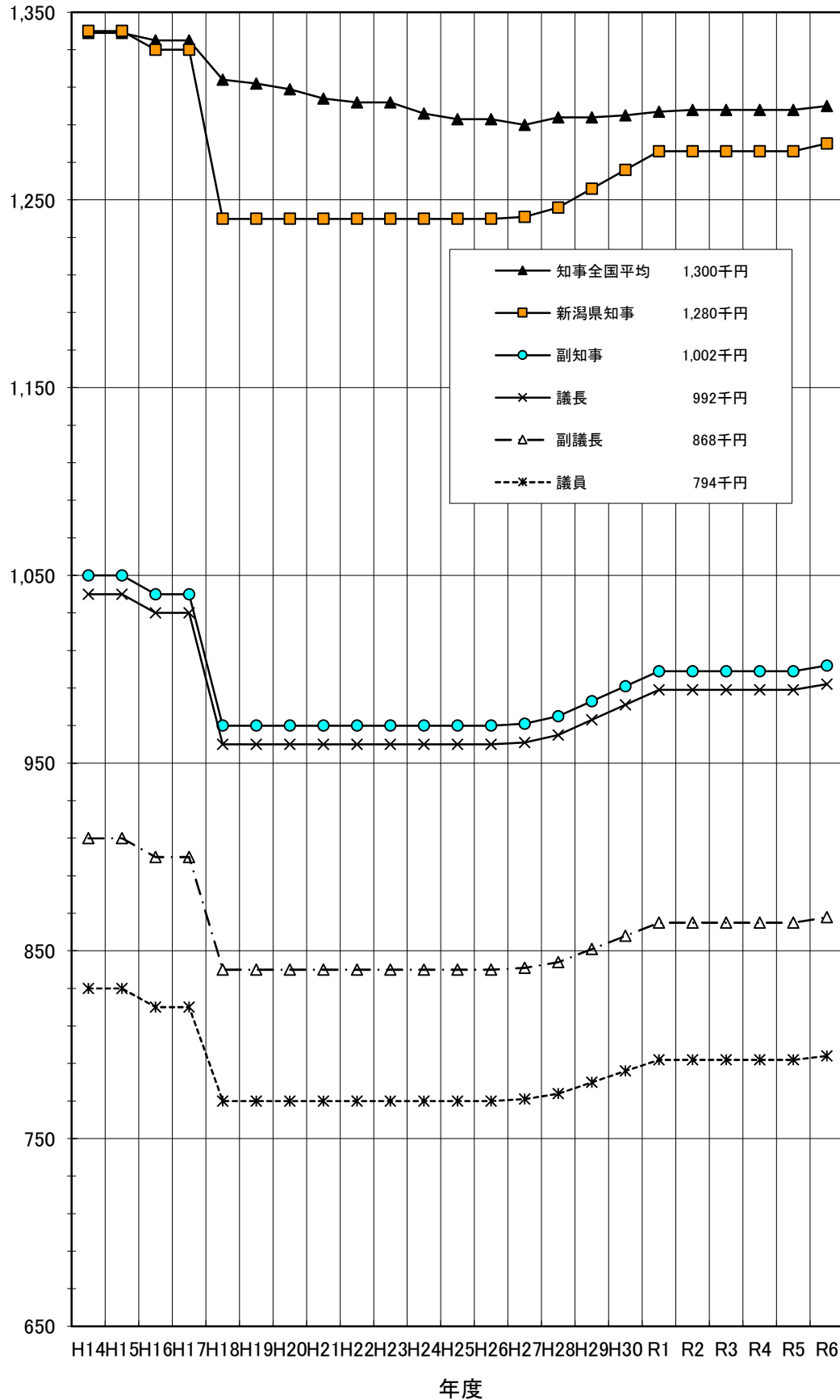
改正 年月日	知事		副知事		議長		副議長		議員	
	月額	比率①	月額	比率①	月額	比率①	月額	比率①	月額	比率①
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
H17年度	1,330	100.0	1,040	78.2	1,030	77.4	900	67.7	820	61.7
H18年度	1,240	100.0	970	78.2	960	77.4	840	67.7	770	62.1
H19年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H20年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H21年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H22年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H23年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H24年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H25年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H26. 4. 1～ H26. 12. 31	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H27. 1. 1～ H27. 12. 31	1,241	100.0	971	78.2	961	77.4	841	67.8	771	62.1
H28. 1. 1～ H28. 12. 31	1,246	100.0	975	78.3	965	77.4	844	67.7	774	62.1
H29. 1. 1～	1,256	100.0	983	78.3	973	77.5	851	67.8	780	62.1
H29年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H30. 4. 1～ H30. 12. 31	1,266	100.0	991	78.3	981	77.5	858	67.8	786	62.1
H31. 1. 1～ R2. 3. 31	1,276	100.0	999	78.3	989	77.5	865	67.8	792	62.1
R2年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R3年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R4年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R5年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R6年度	1,280	100.0	1,002	78.3	992	77.5	868	67.8	794	62.0
比率②	96.2		96.3		96.3		96.4		96.8	

注 比率①＝知事を100とした率

比率②＝20年前(平成16年4月1日)を100とした場合の令和6年4月1日の率
上記の額は、条例本則上のものであり、給与の臨時的削減を含まない額である。

特別職の額の推移及び全国平均(知事)の額比較

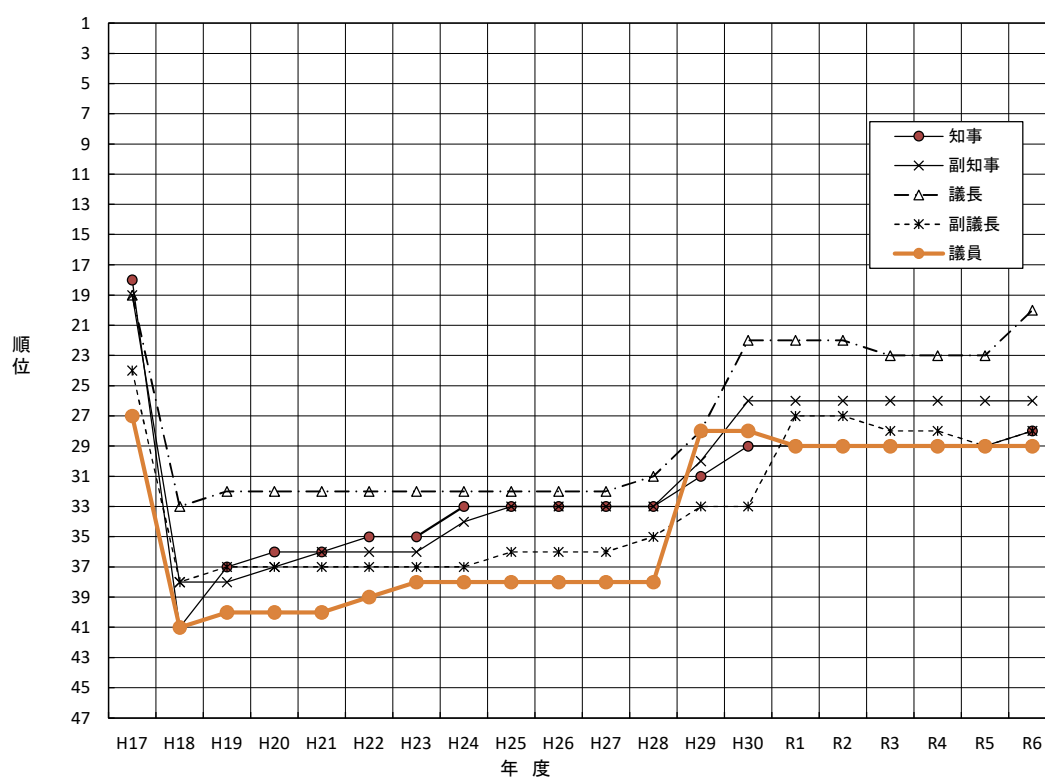
金額(千円)



(5) 平成17年4月改定以後の特別職報酬等全国順位の推移

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
知事	18位	41位	37位	36位	36位	35位	35位	33位	33位	33位	33位	33位	31位	29位	29位	29位	29位	29位	29位	28位
副知事	19位	38位	38位	37位	36位	36位	36位	34位	33位	33位	33位	33位	30位	26位	26位	26位	26位	26位	26位	26位
議長	19位	33位	32位	32位	32位	32位	32位	32位	32位	32位	32位	31位	28位	22位	22位	22位	23位	23位	23位	20位
副議長	24位	38位	37位	37位	37位	37位	37位	37位	36位	36位	36位	35位	33位	33位	27位	27位	28位	28位	29位	28位
議員	27位	41位	40位	40位	40位	39位	38位	38位	38位	38位	38位	38位	28位	28位	29位	29位	29位	29位	29位	29位

※ 各年度の4月1日現在の順位



(6) 県下20市の二役及び市議会議員の報酬額等一覧表

(報酬等の月額：令和6年12月1日現在)

(上記以外：令和7年1月1日現在)

区分 市名	報酬等の月額（千円）						令和5年度 改定状況 (月額)	令和6年度 審議会等開催状況	令和6年度 審議状況
	適用 年 月	市長	副市長	議長	副議長	議員			
新 潟	R6.4	1,174	948	786	707	659	引上げ	開催済（10月・11月）	月額：改定なし 期末：引上げ
長 岡	H27.5 H22.4	1,016	825	624	563	526	改定なし	開催予定（R7.1）	-
三 条	R6.4	967	745	480	418	385	引上げ	開催予定（R7.1）	-
柏 崎	R5.4 R5.5	917	716	500	428	401	改定なし	検討中	-
新発田	H19.5 H9.4	948	728	498	428	396	改定なし	開催済（12月）	月額：改定なし 期末：引上げ
小千谷	R6.4 H28.4	851	644	397	327	317	引上げ (議長・副議長・議員)	開催しない	-
加 茂	H22.4 H17.12	812	622	376	311	293	改定なし	開催予定（R7.1）	-
十日町	H27.4 H17.4	833	650	392	316	300	改定なし	開催済（12月）	月額：引上げ
見 附	H29.4 H15.4	804	614	364	305	294	改定なし	開催予定（R7.2）	-
村 上	R6.4	812	624	377	310	287	引上げ	検討中	-
燕	R6.4	950	721	472	392	373	引上げ	開催予定（R7.1）	-
糸魚川	R6.4 H30.4	824	633	388	320	301	引上げ (市長・副市長)	開催予定（R7.1）	-
妙 高	R6.4 R5.4	817	615	368	300	287	引上げ (市長・副市長)	開催予定（R7.1～2）	-
五 泉	H30.4	859	655	405	331	313	改定なし	開催予定（R7.1）	-
上 越	R6.4	969	731	531	470	442	引上げ	開催予定（R7.1）	-
阿賀野	R6.4 R2.11 H28.4	829	635	384	313	296	引上げ (議員)	開催予定（R7.1）	-
佐 渡	H28.4 H22.4	750	585	348	285	268	改定なし	開催済（6月）	改定なし
魚 沼	R6.4	800	595	398	326	306	引上げ	開催予定（R7.1）	-
南魚沼	R6.4 H30.4	826	630	392	322	305	引上げ (市長・副市長)	開催済（12月）	月額：引上げ
胎 内	H30.10 H17.9	815	635	365	301	275	改定なし	検討中	-
平均		879	678	442	374	351		開催済 5市…うち引上げ4市 開催予定 11市 検討中 3市 開催しない 1市	
引上げ		9市	9市	7市	7市	8市			
据置き		11市	11市	13市	13市	12市			
引下げ		0市	0市	0市	0市	0市			

(注) 加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市及び南魚沼市の報酬等の月額は千円未満を四捨五入したもの。

4 そ の 他

(1) 都道府県別人口・面積・県民所得・工業出荷額

都道府県名	人 口	面 積	県 民 所 得		工業出荷額
			総 額	人口1人当たり	
北 海 道	5,094 千人	83,422 Km ²	145,710 億円	2,811 千円	66,413 億円
青 森	1,206	9,645	34,900	2,858	17,791
岩 手	1,172	15,275	32,120	2,685	31,124
宮 城	2,242	7,282	65,620	2,865	54,829
秋 田	925	11,638	25,400	2,689	15,761
山 形	1,028	9,323	30,180	2,861	31,457
福 島	1,795	13,784	52,930	2,921	54,994
茨 城	2,866	6,098	98,050	3,438	148,596
栃 木	1,917	6,408	63,530	3,307	94,783
群 馬	1,919	6,362	61,400	3,187	95,624
埼 玉	7,379	3,798	223,840	3,049	147,998
千 葉	6,310	5,156	191,930	3,059	158,925
東 京	13,912	2,200	807,050	5,761	82,838
神 奈 川	9,209	2,417	295,440	3,199	182,318
新 潟	2,138 (15)	12,584 (5)	63,540 (15)	2,919 (26)	53,983 (26)
富 山	1,019	4,248	33,740	3,291	41,270
石 川	1,109	4,186	33,340	2,963	30,690
福 井	752	4,191	24,820	3,263	25,624
山 梨	806	4,465	26,120	3,243	29,047
長 野	2,028	13,562	59,960	2,949	71,392
岐 阜	1,968	10,621	60,640	3,092	65,412
静 岡	3,606	7,777	119,540	3,314	190,291
愛 知	7,501	5,173	270,400	3,597	524,098
三 重	1,758	5,774	54,630	3,111	118,668
滋 賀	1,411	4,017	44,590	3,161	89,422

注 新潟県の欄中、()の中の数字は全国順位である。

都道府県名	人 口	面 積	県 民 所 得		工業出荷額
			総 額	人口1人当たり	
京 都	2,488 千人	4,612 Km ²	77,510 億円	3,026 千円	62,596 億円
大 阪	8,776	1,905	268,690	3,051	202,489
兵 庫	5,427	8,401	162,800	2,997	183,403
奈 良	1,315	3,691	33,530	2,549	19,623
和 歌 山	913	4,725	28,180	3,084	30,360
鳥 取	540	3,507	13,750	2,507	8,856
島 根	651	6,708	19,340	2,909	13,814
岡 山	1,851	7,115	51,460	2,743	96,982
広 島	2,751	8,478	88,360	3,179	106,923
山 口	1,310	6,113	39,300	2,960	76,150
徳 島	710	4,147	22,800	3,202	21,932
香 川	949	1,877	26,860	2,851	30,730
愛 媛	1,312	5,676	35,280	2,670	54,074
高 知	676	7,102	18,150	2,653	6,473
福 岡	5,095	4,988	140,020	2,733	103,315
佐 賀	801	2,441	22,120	2,744	22,944
長 崎	1,290	4,131	33,340	2,571	15,718
熊 本	1,728	7,409	47,450	2,746	34,786
大 分	1,113	6,341	30,860	2,769	56,034
宮 崎	1,059	7,734	25,560	2,409	18,310
鹿 児 島	1,576	9,186	41,070	2,605	24,147
沖 縄	1,486	2,282	33,150	2,258	4,743
平 均	2,657	8,042	88,915	3,330	76,973

注 (1) 人 口 「令和6年住民基本台帳人口」(総務省)

(2) 面 積 「令和6年都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)
(境界未定地域がある都道府県については推計値)

(3) 県民所得 「県民経済計算」(内閣府)による令和3年度の数値である。

(4) 工業出荷額 「2023年経済構造実態調査(製造業事業所調査)」
(経済産業省大臣官房統計調査グループ)

(2) 都道府県別労働者平均給与月額

順位	都道府県名	平均給与月額	順位	都道府県名	平均給与月額
1	東 京	494,145 円	25	千 葉	333,704 円
2	愛 知	405,708	26	宮 城	332,087
3	大 阪	388,359	27	熊 本	328,798
4	神 奈 川	385,996	28	福 島	326,694
5	茨 城	365,418	29	島 根	325,963
6	広 島	362,534	30	石 川	325,948
7	栃 木	360,108	31	新 潟	324,295
8	徳 島	357,928	32	埼 玉	322,911
9	静 岡	357,248	33	和 歌 山	322,168
10	群 馬	355,088	34	北 海 道	322,150
11	三 重	351,801	35	大 分	320,255
12	滋 賀	351,518	36	高 知	318,567
13	兵 庫	350,185	37	岩 手	310,437
14	京 都	347,310	38	佐 賀	304,927
15	富 山	347,147	39	奈 良	297,517
16	福 井	346,120	40	愛 媛	296,658
17	山 梨	344,836	41	鹿 児 島	296,610
18	長 野	344,794	42	秋 田	296,043
19	福 岡	343,765	43	長 崎	295,002
20	山 口	343,663	44	鳥 取	294,597
21	香 川	341,525	45	宮 崎	291,240
22	岐 阜	335,911	46	青 森	289,318
23	岡 山	334,457	47	沖 縄	269,779
24	山 形	334,352		平 均	386,982

注(1) 「毎月勤労統計調査[地方調査]—令和5年分結果概要」(厚生労働省)による。

(2) 事業所規模30人以上の金額である。

(3) 都道府県別県職員給与水準

順位	都道府県名	ラスパイレス指数	順位	都道府県名	ラスパイレス指数
1	静岡県	102.2	24	石川県	99.5
2	三重県	101.1	24	和歌山県	99.5
3	愛知県	101.0	27	岩手県	99.4
4	広島県	100.9	27	栃木県	99.4
5	福岡県	100.8	27	京都府	99.4
6	東京都	100.5	30	岐阜県	99.3
6	山梨県	100.5	30	兵庫県	99.3
8	大阪府	100.4	30	山口県	99.3
9	埼玉県	100.3	30	熊本県	99.3
9	岡山県	100.3	34	富山県	99.2
11	山形県	100.2	35	奈良県	99.1
11	茨城県	100.2	36	北海道	99.0
13	秋田県	100.1	36	福井県	99.0
14	宮城県	100.0	36	徳島県	99.0
14	福島県	100.0	39	高知県	98.7
14	群馬県	100.0	40	愛媛県	98.4
14	神奈川県	100.0	40	長崎県	98.4
14	長野県	100.0	42	島根県	98.2
19	大分県	99.8	43	沖縄県	97.8
20	香川県	99.7	44	宮崎県	97.3
21	千葉県	99.6	45	青森県	96.8
21	滋賀県	99.6	46	鳥取県	96.6
21	佐賀県	99.6	47	鹿児島県	96.3
24	新潟県	99.5		平均	99.7

注(1) 「令和6年地方公務員給与実態調査結果等の概要」(総務省)による。

(2) 指数は、都道府県の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

(4) 都道府県別財政力指数

順位	都道府県名	財政力指数	順位	都道府県名	財政力指数
		令和2～4年度			令和2～4年度
		3			3
1	東 京	1.06397	25	新 潟	0.45127
2	愛 知	0.86737	26	北 海 道	0.44422
3	神 奈 川	0.84500	27	山 口	0.42898
4	千 葉	0.74500	28	愛 媛	0.42197
5	大 阪	0.74187	29	奈 良	0.40953
6	埼 玉	0.73883	30	福 井	0.40106
7	静 岡	0.67663	31	熊 本	0.39703
8	茨 城	0.62125	32	山 梨	0.37341
9	福 岡	0.62027	33	大 分	0.37136
10	兵 庫	0.61217	34	山 形	0.35964
11	栃 木	0.61003	35	沖 縄	0.35962
12	群 馬	0.59896	36	岩 手	0.35368
13	宮 城	0.59081	37	青 森	0.34201
14	広 島	0.58235	38	佐 賀	0.34091
15	三 重	0.56594	39	宮 崎	0.34084
16	京 都	0.56087	40	鹿 児 島	0.33868
17	滋 賀	0.53361	41	長 崎	0.33263
18	岐 阜	0.52697	42	和 歌 山	0.31774
19	福 島	0.51343	43	徳 島	0.31200
20	岡 山	0.50803	44	秋 田	0.30940
21	長 野	0.50303	45	鳥 取	0.27043
22	石 川	0.48495	46	高 知	0.26114
23	富 山	0.45346	47	島 根	0.25373
24	香 川	0.45137		平 均	0.49378

注 「令和4年度都道府県決算状況調」(総務省)による。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

(5) 都道府県別歳出決算額

順位	都道府県名	決 算 額	順位	都道府県名	決 算 額
1	東 京	91,883 億円	25	岩 手	8,247 億円
2	大 阪	38,953	26	岡 山	7,890
3	北 海 道	30,585	27	長 崎	7,863
4	愛 知	28,493	28	青 森	7,706
5	兵 庫	26,482	29	山 口	7,478
6	神 奈 川	24,926	30	愛 媛	7,074
7	埼 玉	22,372	31	山 形	7,018
8	千 葉	22,046	32	大 分	6,994
9	福 岡	22,031	33	宮 崎	6,905
10	静 岡	13,592	34	滋 賀	6,790
11	茨 城	13,095	35	秋 田	6,392
12	福 島	13,068	36	和 歌 山	6,372
13	広 島	11,937	37	石 川	6,239
14	新 潟	11,661	38	富 山	6,142
15	長 野	11,564	39	佐 賀	5,958
16	京 都	11,557	40	奈 良	5,946
17	宮 城	10,978	41	山 梨	5,830
18	栃 木	9,799	42	島 根	5,640
19	熊 本	9,783	43	福 井	5,359
20	岐 阜	9,614	44	徳 島	5,356
21	群 馬	9,458	45	香 川	5,013
22	鹿 児 島	9,215	46	高 知	4,835
23	沖 縄	9,122	47	鳥 取	3,834
24	三 重	8,298		平 均	13,136

注「令和4年度地方財政統計年報」(総務省)による。

(6) 都道府県別消費者物価地域差指数

順位	都道府県名	地域差指数	順位	都道府県名	地域差指数
1	東 京	105.4	25	熊 本	98.9
2	神 奈 川	103.7	26	富 山	98.8
3	北 海 道	101.6	26	愛 媛	98.8
4	埼 玉	101.3	28	新 潟	98.7
5	千 葉	101.1	28	福 井	98.7
6	山 形	100.9	28	徳 島	98.7
7	京 都	100.7	31	山 梨	98.6
8	福 島	100.6	31	香 川	98.6
9	沖 縄	100.5	33	栃 木	98.5
10	山 口	100.3	34	長 野	98.4
11	島 根	100.2	35	青 森	98.3
12	宮 城	100.1	35	鳥 取	98.3
12	静 岡	100.1	37	三 重	98.2
14	大 阪	100.0	38	和 歌 山	98.1
14	高 知	100.0	39	岡 山	98.0
16	石 川	99.8	40	岐 阜	97.8
17	岩 手	99.7	40	佐 賀	97.8
17	長 崎	99.7	42	福 岡	97.7
19	滋 賀	99.5	43	大 分	97.3
20	愛 知	99.2	44	宮 崎	97.0
21	秋 田	99.1	45	奈 良	96.6
22	茨 城	99.0	46	群 馬	96.5
22	兵 庫	99.0	47	鹿 児 島	96.1
22	広 島	99.0		平 均	100.0

注(1) 「小売物価統計調査(構造編)－2023年結果」(総務省統計局)による。

(2) 全国平均(政令市を含む)を100とした場合の指数である。

(7) 消費者物価指数の推移

区 分		年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新潟市	指 数		99.9	100.3	100.0	99.1	101.9	104.8
	対前年上昇率 (%)		0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.9	2.9	2.8
全 国	指 数		99.5	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6
	対前年上昇率 (%)		1.0	0.5	0.0	△ 0.2	2.5	3.2

注(1) 「令和5年 消費者物価の動き」(県統計課)による。

(2) 指数は、令和2年を100とした場合の指数である。

5 審議會委員名簿、審議會條例

新潟県特別職報酬等審議会 委員名簿

伊藤 能徳	新潟県農業協同組合中央会代表理事会長
殖栗 道郎	一般社団法人新潟県銀行協会会長
串田 とよ子	公募委員
佐藤 明	新潟日報社代表取締役社長
富澤 佳恵	公募委員
長坂 正人	日本公認会計士協会東京会新潟県会会長
畠山 典子	公益財団法人新潟県女性財団理事長
福田 勝之	一般社団法人新潟県商工会議所連合会会頭
松長 浩子	前 日本労働組合総連合会新潟県連合会副会長
山川 智子	長岡大学経済経営学部教授

(敬称略 五十音順)

○新潟県特別職報酬等審議会条例

昭和 39 年 9 月 29 日
新潟県条例第 73 号

新潟県特別職報酬等審議会条例をここに公布する。
新潟県特別職報酬等審議会条例

(設置)

第 1 条 知事の諮問に応じ、県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)並びに知事及び副知事の退職手当の額(以下「退職手当の額」という。)について審議するため、新潟県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭 54 条例 35・平 14 条例 69・平 19 条例 11・平 20 条例 35・一部改正)

(諮問)

第 2 条 知事は、毎年議員報酬等の額の適否について、審議会に諮問するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

2 知事は、必要の都度退職手当の額の適否について、審議会に諮問することができる。

(昭 54 条例 35・全改、平 11 条例 48・平 14 条例 69・平 20 条例 35・一部改正)

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもつて組織し、その委員は、新潟県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 54 条例 35・一部改正)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(平17条例92・令3条例41・一部改正)

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第92号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定により出納長が在職する場合においては、第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条第1項第3号、第3条第1項第1号、第5条第1項第2号及び別表、第3条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例第1条及び第2条第1項、第8条の規定による改正前の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第2条及び第4条並びに第12条の規定による改正前の新潟県特別職報酬等審議会条例第1条の規定並びに第15条の規定による廃止前の新潟県副出納長設置並びに定数条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第41号)

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。